

## 統合再編基幹病院開院支援委託業務（その2）プロポーザル審査会設置要綱

（設置）

第1条 統合再編基幹病院開院支援業務（その2）を実施するにあたり、プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の決定を、厳正かつ公平に行うため、統合再編基幹病院開院支援委託業務（その1）プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）実施要領の策定に関すること。
- （2）企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- （3）その他審査会において必要と認めた事項

（委員）

第3条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員長等）

第4条 委員長は、前条で定めた委員のうち、市立伊丹病院 伊丹市病院事業管理者の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、前条で定めた委員のうち、市立伊丹病院 統合新病院整備推進班長の職にある者が、その職務を代理するものとする。

（会議）

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の3分の2の賛成により決するものとする。
- 4 審査会に諮るべき議案は、委員長の判断により、会議を招集せず書面による決議を行うことができるものとする。

（代理人）

第6条 委員がやむを得ない理由により審査会を欠席する場合は、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理の者（以下「代理人」という。）を出席させることができる。

- 2 代理人は、会議で発言し、審議に加わることができる。
- 3 代理人は、審査会の定足数に含める。
- 4 代理人は、会議における議決権を付与される。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密を守る義務）

第8条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第9条 審査会の庶務を処理するため、事務局の当該業務を所管する班（市立伊丹病院統合新病院整備推進班）に設置する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

- 1 この要綱は、令和4年8月9日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する審査会の所掌事務が終了したときをもって、その効力を失う。

別表（第3条）

区分	所 属	職名
委員長	市立伊丹病院	伊丹市病院事業管理者
委員長職務代理	市立伊丹病院	統合新病院整備推進班長
委員	市立伊丹病院	病院長
委員	市立伊丹病院	看護部長
委員	市立伊丹病院	事務局長
委員	市立伊丹病院	事務局参事